地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の四第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令（平成二十年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第二十条の四第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第六十五条の十一第二項及び第百四十五条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第二十一条の規定に基づき、並びに最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）を実施するため、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条　公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その一備考2及びその二備考2中「第27条第2項」を「第27条第3項」に改める。

別記第九号様式中「投票所（」の下に「共通投票所・」を加え、同様式備考二中「期日前投票所印」を「共通投票所印及び期日前投票所印」に改め、「ただし、」の下に「二以上の共通投票所を設けない場合又は」を、「には」の下に「共通投票所名又は」を加える。

別記第二十四号様式その一備考10を同様式備考11とし、同様式備考9の次に次のように加える。

10　法第55条ただし書に規定するときにあつては、「5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

別記第二十四号様式その二備考6中「備考10」を「備考11」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の様式を加える。

そのニ

平成何年何月何日執行　何選挙共通投票所投票録

1　共通投票所開設場所											
2　共通投票所の変更			年	月	日	場	所	事	由	告示年月日	
3　投票立会人		党派	氏名	選任年月日	立会時間		参会時刻	辞職の時刻及び理由			
	(1)　市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時			午前(後)何時何分　事由何々			
	(2)　投票管理者の選任した者				（参会時刻）						
					（参会時刻）						
4　共通投票所開閉時刻				午前	何時開始		午後	何時閉鎖			
5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人											
6　投票の状況		投票者						仮投票による投票者			
		(男)									
		(女)									
		(計)									
	(1)　投票用紙再交付者	(氏名)　（再交付の事由）									
	(2)　決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)									
	(3)　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)									
	(4)　点字により投票をした者										
	(5)　代理投票	選挙人				補助者					人
		(氏名)		(氏名)		(氏名)					
		代理投票者数									人
		法第50条の投票の拒否	法第48条の代理投票の拒否	選挙人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無			
	(6)　投票拒否の決定をした者										
7　共通投票所事務従事者		総数　何人	内	1　市区町村選挙管理委員会書記							何人
				2　市区町村の職員							何人
				3　その他の者							何人

平成何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏　名

投票立会人　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。

2　選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。

4　投票立会人を交替した場合には当該交替に係る書類を添付すること。

5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

6　署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。ただし書に規定するときにあつては、法第55条ただし書に規定するときにあつては、送致すべき投票立会人を記載すること。

7　「投票拒否の決定をした者」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

この様式には、この備考11に準ずる。